１月臨時会における新型コロナウイルス感染症予防対策について

〇対策案

■換気の徹底

No.	項　　目	対　策　案
1	議場の換気	・換気設備を稼働する。 ・傍聴者出入口扉を開放する（寒い場合を除く）。
	フロアの通行者へのお願い	・傍聴者出入口付近の通行者に静かに通行するよう貼り紙等により周知する。
2	計画的な休憩及び換気	・50分審議＋10分休憩を基本とし、休憩中は議場全ての扉を開放する。 ・一般質問の持ち時間を60分から50分へ変更し、10分程度休憩する。
3	議員控室の換気	・こまめな換気に努める。

■飛沫感染の防止

No.	項　　目	対　策　案
4	質問・答弁席の指定	・質問席と演台との間隔を200㎝以上確保（現行170cm）する。

■接触感染の防止（一部飛沫感染防止含む）

No.	項　　目	対　策　案
5	入場者（議員、傍聴者、記者、職員）への手指洗浄及び体調不良時の入場自粛	・議場出入口にアルコール消毒液を設置。 ・体調不良時は入場を自粛する。 ・貼紙による傍聴者、記者への周知。 ・ホームページによる周知。
	検温の実施	・議員は、当日検温を実施し、37.5度以上の場合は登庁しない。 ・傍聴者に対してサーモカメラにより検温を行い、37.5度以上の場合は退場を依頼する。